木造２階床梁の足場上で墨出し作業中、墜落

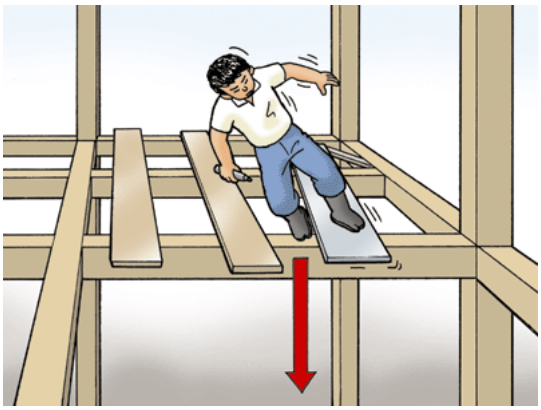

この災害は、木造２階床梁の足場上で墨出し作業中に発生したものである。

この工事は、個人住宅の木造家屋２階建建築工事であり、４月１日から工事を開始し、基礎工事、軸組建方工事、屋根部分の野地張り作業等が行われていた。

災害発生当日の現場の状況は、１階および２階の床面の根太等は設けられておらず、２階床部分の梁と梁、梁と桁の間に、数枚の足場板、垂木が渡されていて、開口部がいたる所に見られる状況であった。

朝８時30分頃、現場に到着した被災者ら５人は、一階屋根部分の野地板張り作業を行っていたが、午後３時頃から雨が降り出したので屋内の作業に変更した。

その後、被災者ら５人は、建屋南側２階の床を張る作業を開始したが、被災者は梁の根太の設置のため２階床の梁部の「墨出し」作業を行っていた。

墨出し作業を開始してから約30分たった午後４時12分頃、建家南東側から「がらがらん」と音がしたのでその方向に作業員らが駆け付けたところ、被災者は、高さ約4.5mの２階床梁上の足場板とともに１階土間コンクリート床上に墜落し、横たわっていた。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1　被災者は、高さ約4.5mの２階床部分で床材の設置の作業を行うため、一枚の鋼製の足場板（長さ約4.5m×幅25ｃｍ×板厚４ｃｍ）を３本の梁の上に乗せ、５番梁上で墨出し作業を行っていたが、墜落を防止する手段として次のような措置を講じていなかったこと。

(1)　作業を安全に行うに足りる足場板を準備し、足元が安定した状態で作業ができるよう足場板２～３枚を束ねて固定してから作業を行う。

(2)　作業範囲全体に梁間を支点とする安全（養生）ネットを適切に設置する。

2　被災者は保護帽を着用していなかったこと。また、安全帯も準備していなかったこと。

3　木造建築物組立等作業主任者が選任されておらず、適切な作業方法について直接の指導や指揮が行われていなかったこと。

4　現場の工事責任者をはじめ、工事に参画した労働者全員の安全に対する意識が十分でなく、また、安全教育も行われていなかったこと。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1　2 階床材の設置作業という作業の性質上､安全に作業を行うに足りる足場板 2～3 枚を準備し、それを梁材に固定すること。また、その上で墨出し等の作業を行うか、作業範囲全体に安全（養生）ネットを梁間を支点として適切に設置すること。

なお、作業の移動に伴って、足場板を適切に移動し、梁等に固定して使用すること。

2　工事現場に入場する作業者全員に必ず保護帽を着用させ、必要に応じて安全帯の着用と使用を励行させること。

3　構造部材の組立て、またはこれに伴う屋根下地取り付け作業を行う際には、木造建築物の組立等作業主任者の資格のある者を選任し、(1) 作業の方法および順序を決定し、作業を直接指揮すること　(2) 器具、工具、安全帯および保護具の機能の点検、管理、使用状況の監視を行わせること。

4　定期的に作業の危険性に関する危険予知訓練、ヒヤリハット訓練など、作業員に対する安全教育を行うこと。